

においては、広義の陸上運送に含まれるとする説が有力である。もっとも空中を航行するという性格からはむしろ海上運送に類似し、とくに運送の危険性・企業の大資本性・空の広大性等の諸特性を顕著にもっている。空中運送もその目的物によって、旅客運送と物品運送とに区別される。

わが国では現在航空機ないし空中運送および航空運送事業に関する行政取締法規として航空法がある。この法律は国際民間航空条約の規定ならびに同条約の付属書として採択された標準・方式および手続に準拠して、航空機の航行の安全を図るための方法を定め、および航空機を運航して営む事業の秩序を確立し、もって航空の発達を図ることを目的とするものであって、航空機の登録・航空機の安全性・航空従事者・航空路・飛行場および航空保安施設・航空機の運航・航空運送事業・外国航空機等に関して諸規定をおいている。空中運送に関する公法的法律関係は主として航空法に規定されているが、私法的法律関係に関しては、わが国ではまだ特殊の規律が制定されていない。空中運送を営業として行うときは当然商行為であるが、現行商法では航空運送に関する規定を欠くために空中も一応陸上に含まれるものとして、陸上運送に関する商法の規定が適用されるというのが通説である(反対説もある)。しかし空中運送の発達とその特異性は、必ず特別法の制定をうながすものと思われるが、現在ではこれは取引法の領域として約款により一応解決されている。空中運送においては、原則として他人の所有地上も航行し得る自由を有するが、航行の自由を種々の理由から制限されることがある。また航空機の墜落・航空機からの物の落下・航空機の着陸・離陸に際し人および物におよぼす損害の賠償等も問題となる。この点についてもわが国には特別の規定がなく、民法の不法行為の原則によるほかはない。

なお国際交通に用いられる機会の多い航空機については、国際間にまたがる問題解決のための準拠法の決定が問題となるが、その性質上当該航空機の国籍のある国の法律によるという所属国法主義が有力である。しかし国際航空発達の見地から、空中運送に関する私法的規律自体についての統一条約の必要がある。→運送。運送契約。

参考文献 小町谷操三著 空中運送法論。(菱谷昭男)

くうちゅうしんそくりょう 空中写真測量 (英) aerial photogrammetry 写真測量は基線の両端で同一物体を撮影した一対の写真を用いてその物体を測定し、これを図に現わす方法であって、地上写真測量と空中写真測量の2方法があるが、地上写真測量が地上に正確な基線を設け、正しく水平方向に撮影するのに対し、空中写真測量はほぼ垂直方向に撮影した写真から逆に空中の基線長や、写真の傾斜角を算出して図を作る相異があり、航空写真測量ともいわれている。

空中写真測量は測量予定地域を空中から連続して撮影し、各写真は飛行方向に60%以上を重複撮影する。

写真は一定の高度から正しく垂直に撮影するのが原則であるが、航空機の不安定な飛行の性質から無理な要求であるばかりでなく、飛行中に空中基線長や対地飛行高度の測定は不可能である。したがって撮影された写真を用い副射三角測量(室内作業)を行い、写真相互の正しい連絡をつけ、あらかじめ地上に測設された2箇所以上の図根点(ずこんてん—地図作製の基準となる点)と、写真に写された図根点との比率によって写真の縮尺を求める。写真の縮尺が判明すると対地高度・空中基線長や写真の傾斜角を算出し、これらの諸元が決定すると図化機械にかけて任意の縮尺の地図を作ることができる。

図化機械の設備がない場合は図解法という手工業的な作図法

を行う。この方法は作図に長時間を要するばかりでなく、個人差が多く現われてあまり好ましくない。

国鉄の空中写真測量は昭和7年の秋、当時鉄道省熱海建設事務所が下田線の一部に、参謀本部陸地測量部員の協力によって地形測量を実施したのが初めてである。その後豊橋線、山田線、只見線等に順次施行した。当初は写真撮影を民間会社の請負とし、図根測量と図化作業は省直轄で行った。

昭和10年に三菱式ハート型およびフォッカー式スーパーユニバーサル型の飛行機2機および撮影機等が整備され、空中測量ばかりでなく偵察(ていさつ)や連絡にも活発な活動をしたが、太平洋戦争に徴用され、現在は写真撮影を民間に依頼している。空中写真測量は幾多の長所をもつが設備に多額の費用を要するのが最大の欠点である。(高橋浩二)

くうとりつ 空トン率 貨車の標記荷重トン数に対する空トン数の割合。すなわち貨車の標記荷重トン数から貨車に積載された貨物のトン数を差し引いた空トン数を、標記荷重トン数で除した商で、一般に%で表わされる。

貨物の種類や荷姿など貨物自体の性状による絶対的な空トン率と、商取引など外的条件により変化する相対的な空トン率がある。(片山伊与吉)

くうようきへんそううんちん 空容器返送運賃 貨物に対し同運送規則別表貨物割引率表・割引番号1に定める荷造用品および割引番号2に定める乳用かん・乳用びんに対する割引率を適用する運賃を指す。

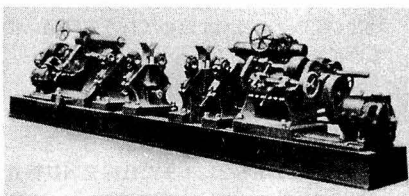
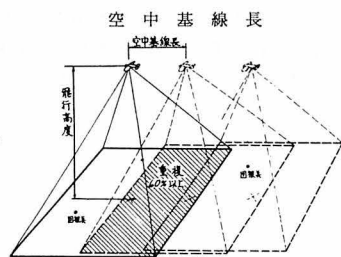
1 返送用荷造用品(割引番号1号)

この貨率は荷造用容器の反ぶく使用によって鉄道に出貨される貨物の荷造費の軽減をはかり、荷造の改善向上をはかるために設けられたものである。割引率は宅扱および小口扱3割減、車扱5割減である。適用条件としては中味を入れて来た貨物引渡後、3箇月以内に原則として原発駅に返送されるものであることを鉄道で認めたものにかぎられている。

2 牛乳用空かんおよび空びん(割引番号2号)

この貨率の設定主旨は前号とまったく同様であるが、牛乳のもつ国民生活上の地位および小荷物扱の運賃(小荷物においては無賃)との均衡を考慮して、前号より割引率を大きくしている。割引率は宅扱3割減、小口扱および車扱5割減。適用条件としては、再使用の目的をもって到着貨物の引渡後7日以内に原発駅に返送することを鉄道で認めたものにかぎる。(関根昇一)

クォータリングマシン (英) quartering machine 蒸気機関車動輪の左右クランクピンの関係角度を正しく規定の90度になるようビン穴の位置を定め、その位置で中ぐり作業またはビン外径の旋削加工を行うための専用機である。このため機械の中央部に等辺山形の直角定規を数個備え、またクランク半径長さを定める位置



クォータリングマシン